

昭和三十三年四月十六日 参議院會議第二十二号 議長の報告

第二班 四月十一日から四月十三日まで三日間

第三班 四月十一日から四月十三日まで三日間

一、費用 概算四六、八〇の門

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十三年四月十日

文書委員長 湯山 勇

参議院議長松野鶴平殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

酪農振興基金法案

たばこ専売法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

たばこ耕作組合法案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

酪農振興基金法

たばこ耕作組合法

たばこ専売法の一部を改正する法律案

去る十二日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 伊藤 顕道君

同 松本治一郎君

文教委員 吉田 法晴君

通信委員 森中 守義君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 吉田 法晴君

同 森中 守義君

文教委員 伊藤 顕道君

通信委員 松本治一郎君

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

首都圏市街地開発区域整備法案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同 國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉 信吾外八名発議)

一昨十四日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 上原 正吉君

同 吉田 法晴君

文教委員 手島 榮君

同 石原幹市郎君

同 伊藤 顕道君

同 柴田 榮君

農林水産委員

同 前附住都男君

同 吉田 萬次君

同 平島 敏夫君

同 岡中 茂雄君

同 追水 久富君

同 太谷藤之助君

同 紅露 みつ君

同 林屋龜次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 柴田 榮君

同 伊藤 顕道君

同 吉田 萬次君

同 大谷藤之助君

同 吉田 法晴君

同 上原 正吉君

同 田中 茂雄君

同 石原幹市郎君

同 紅露 みつ君

同 前田佳都男君

同 手島 榮君

同 迫水 久富君

同 平島 敏夫君

同 石井 桂君

同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 仲原 善一君(仲原善一君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

昨十五日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 柴田 榮君

同 三木 治朗君

同 高野 一夫君

同 坂本 昭君

同 上原 正吉君

同 植竹 春彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 上原 正吉君

同 久保 等君

同 最上 英子君

同 松澤 靖介君

同 久保 等君

同 最上 英子君

同 松澤 靖介君

同 柴田 榮君

同 佐藤清一郎君

同 植竹 春彦君

同 三木 治朗君

同 高野 一夫君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

地方行政委員会 理事 小柳 牧衛君(小柳牧衛君の補欠)

文教委員会 理事 吉江 勝保君(有馬英二君の補欠)

同 勝保君(有馬英二君の補欠)

同 勝保君(有馬英二君の補欠)

同 勝保君(有馬英二君の補欠)

農林水産委員会 理事 柴田 榮君(堀達清君の補欠)

同 柴田 榮君(堀達清君の補欠)

同 柴田 榮君(堀達清君の補欠)

同 柴田 榮君(堀達清君の補欠)

同 柴田 榮君(堀達清君の補欠)

同 柴田 榮君(堀達清君の補欠)

同日議長石井桂君外二十一名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

第十八回回際オリムピック大会東京招致に関する決議案

同日衆議院から、左の内閣提出案が回付された。

郵便為替法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同 刑法の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律案

法務委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

電話加入権質に関する臨時特例法案

通信委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案可決報告書

工業用水道事業法案可決報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案可決報告書

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案可決報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員青山正一君提出被接収者救済に関する質問に対する答弁書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修

正に同意した旨の通知書を受領した。皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

被接収者救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十三年四月七日

青山 正一

参議院議長松野鶴平殿

被接収者救済に関する質問主意書

一、米駐留軍に接収された民有財産は優先的に返還し、返還不可能の場合合は政府の責任において買取あるいは代替地の斡旋等により救済すべきものと考えるが、これに対する政府の御所見を承りたい。

二、講和発効後すでに六年を経過しているが、未だに接収を解除されず苦しんでいる者がなお相当あるものと考える。例えば、横浜米油株式会社は横須賀市浦郷町に油槽所並びに廃油再生工場を建設しようとして多額の費用を投じ、施工中のところ、昭和二十五年七月突如米軍に接収され、その後日本政府を通じて返還方を米軍側に申入れたが拒否され、やむなく昭和三十三年四月代替地の斡旋を政府にお願している。

これ等の被接収者の救済について、政府は如何なる措置を講じているか承りたい。

内閣参事第一号

昭和三十三年四月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出被接収者救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正二君提出被接収者救済に関する質問に対する答弁書

一、民有財産については常に軍の必要度を調査し、遊休と認められるものについては、米側に強力に折衝して優先的に返還するよう処置している。

返還不可能の施設については、所有者の要望あるものについて諸種の事情を勘案して逐次買取を実施している。

代替地については、所有者の要望があれば、関係行政機関等にあつたを依頼する等の措置を講じている。

二、横浜米油株式会社の代替地あつたの要望については、横浜調達局において関東財務局、横浜市または東京都警務局等に引き続き適地の検討を依頼しているが、希望どおりの土地が見当たらず今日に至っているが、最近米軍の撤退状況等にかんがみ、軍側に對此これが返還について再考慮するよう強力に要請するとともに、会社申入の代替地のあつたについても今後とも十分努力する所存である。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。海外旅行のため、海野三朗君及び佐藤清一郎君から、いずれも八日間、佐多忠隆君から十四日間、請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よつていずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案(石井桂君外二十一名発議)の委員会審査省略要求についてお諮りいたします。

本案は、発議者要求の通り、委員会審査を省略し、日程に追加して、直ちにその審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。石井桂君。

第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案

右の議案を発議する。

昭和三十三年四月十五日

発議者

石井 桂

左藤 義詮

吉野 信次

草葉 隆圓

羽生 三七

千葉 信

中村 正雄

小林 孝平

後藤 文夫

加賀山之雅

島村 軍次

賛成者

青木 一男

青山 正一

雨森 常夫

有馬 英二

石原幹市郎

安井 謙

植竹 春彦

伊能繁次郎

荒木正三郎

戸叶 武

小酒井義男

村上 義一

田村 文吉

河野 謙三

大竹平八郎

青柳 秀夫

秋山俊一郎

有馬 英二

三九七

参議院會議録第二十二号

會議 請暇の件

第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案

参議院會議録第二十二号

會議 請暇の件

第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案

参議院會議録第二十二号

會議 請暇の件

第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案

石坂 豊一	泉山 三六
稻浦 鹿蔵	井野 碩哉
井上 清一	井上 知治
井村 徳二	伊能 芳雄
岩沢 忠恭	上原 正吉
江藤 智	太川 光三
大沢 雄一	大谷 登酒
大谷藤之助	大谷 賢雄
大野木秀次郎	岡崎 眞一
小澤久太郎	小幡 治和
鹿島守之助	勝俣 稔
川口爲之助	川村 松助
木内 四郎	木島 虎蔵
木村篤太郎	黒川 武雄
細木 亨弘	古池 信三
郡 祐一	紅露 みつ
木暮武太夫	小滝 彬
小西 英雄	小林 英三
小林 武治	小柳 牧衛
小山邦太郎	近藤 鶴代
後藤 義隆	西川弥平治
西郷吉之助	斎藤 昇
酒井 利雄	榊原 亨
泊水 久常	笹森 順造
佐野 廣	塩見 俊二
重政 庸徳	重宗 雄三
柴田 栄	下條 康磨
白井 勇	新谷寅三郎
杉原 荒太	鈴木 万平
関根 久蔵	高野 一夫
高橋進太郎	高橋 衛
館 哲二	田中 啓一
田中 茂徳	谷口弥三郎

津島 壽一	土田国太郎
鶴見 祐輔	手島 栄
寺本 廣作	苦米地義三
苦米地英俊	中野 文門
仲原 善一	永野 護
成田 一郎	西岡 ハル
西川甚五郎	西田 信一
西田 隆男	野村吉三郎
野本 品吉	林田 正治
林屋亀次郎	一松 定吉
平井 太郎	平島 敏夫
廣瀬 久忠	藤野 繁雄
堀 末治	堀本 鎌三
堀本 宜實	本多 市郎
前田佳都男	増原 恵吉
松岡 平市	松平 勇雄
松村 秀逸	三浦 義男
三木興吉郎	宮澤 喜一
宮田 重文	武藤 常介
最上 英子	森田 豊壽
山本 米治	横川 信夫
横山 フク	吉江 勝保
吉田 萬次	相澤 重明
赤松 常子	秋山 長造
阿具根 登	東 隆
安部キミ子	阿部 竹松
天田 勝正	伊藤 顕道
内村 清次	占部 秀男
江田 三郎	大河原 一夫
大倉 精一	大矢 正
岡 三郎	岡田 宗司
小笠原三三男	加瀬 完
片岡 文重	加藤シヅエ

亀田 得治	河合 義一
北村 暢	木下 友敬
清澤 俊英	久保 等
栗山 良夫	近藤 信一
坂本 昭	重盛 壽治
柴谷 要	島 清
鈴木 強	鈴木 一
鈴木 壽	相馬 助治
曾根 益	高田なほ子
竹中 勝男	田中 一
棚橋 小虎	田畑 金光
椿 繁夫	中田 吉雄
永岡 光治	成瀬 精治
野海 勝	平林 剛
藤田 進	藤田藤太郎
藤原 道子	松浦 清一
松澤 兼人	松澤 靖介
松永 忠二	松本治一郎
三木 治朗	光村 甚助
森 元治郎	森中 守義
矢嶋 三義	山下 義信
山田 節男	大和 与一
山本 經勝	湯山 勇
横川 正市	吉田 法晴
石黒 忠篤	奥 ひとお
梶原 茂嘉	加藤 正人
上林 忠次	岸 良一
北 勝太郎	高良 とみ
佐藤 尚武	杉山 昌作
高瀬莊太郎	竹下 豊次
常岡 一郎	豊田 雅孝
中山 福蔵	野田 俊作
早川 慎一	前田 久吉

宮城タマヨ 森 八三二
森田 義衛 安部 清美
白木義一郎 竹中 恒夫
千田 正 辻 武壽
天坊 裕彦 長谷部ひろ
北條 鶴八
参議院議長松野鶴平殿
第十八回国際オリンピック大会
東京招致に関する決議
参議院は、来る千九百六十四年の
第十八回国際オリンピック大会を東
京都に招致するため、その促進運動
を強力に推進し、もつてその準備態
勢を整備すべきものと認める。
右決議する。

〔石井桂君登壇、拍手〕
○石井桂君 私は、ただいま議題と
なっております第十八回国際オリン
ピック大会東京招致に関する決議案の
発議者を代表いたしまして、本決議案
の趣旨を弁明いたしたいと存じます。
まず、決議の案文を朗読いたしま
す。

第十八回国際オリンピック大会
東京招致に関する決議
参議院は、来る千九百六十四年の
第十八回国際オリンピック大会を東
京都に招致するため、その促進運動
を強力に推進し、もつてその準備態
勢を整備すべきものと認める。
右決議する。

次に、この決議の趣旨を弁明いたし
ます。
スポーツの振興が国民の意気を高揚
し、心身ともに健全な青年の育成に資
するところ、きわめて大きなものがあ
ることは、今さら申すまでもないこと
ろであります。わが参議院におきま
しても、昭和二十四年五月、第五国会
におきまして、全会一致をもって、ス
ポーツ振興に関する決議を採択し、ス
ポーツの育成振興のため適切な方途
を講ずべきことを政府に要望いたしま
した。
戦争の影響を受けて、戦後数年間、
低調を続けておりましたわが国のス
ポーツ界も、幸いにして、近年著しい
復興を遂げ、スポーツの各種の分野に
わたって、国際記録あるいはそれに近
い記録を出す者が輩出し、スポーツ界
におけるわが国の国際的地位も目ざま
しく進出して参ったのであります。御
承知の通り、本年五月には、東京にお
いて第三回アジア競技大会が開催せら
れ、アジア二十国の青年が技を競うこ
とになっております。そして、これを
機会として明治神宮外苑競技場が国立
競技場として設備が更新せられること
になり、去る三月末日、めでたく竣工
を見た次第であります。これによつ
て、この競技場を中心とする東京都の
競技設備は、国際オリンピック大会開
催に十分な程度に完備せられることにな
ったのであります。かくして、第十八

回国際オリンピック大会を東京に招致するための基礎的条件は完全にそろつておると言わなければなりません。

東京に国際オリンピック大会を招致する問題は、今に始まつたことではありません。昭和十年、第六十七回帝国議会におきましては、貴族院は、東京において第十二回国際オリンピック大会開催の件に関する建議を全会一致をもつて可決し、衆議院もまたこれに関する経費補助に関する決議を可決して、国の方針は確定いたしましたのであります。

しかしながら、同大会は戦争のため中止のやむなきに至り、ついに東京招致を実現することができませんでした。

戦後の経済復興が、世界にもまれな急テンポをもつて遂行せられ、国力は充実し、国際的地位もまた著しく向上した今日、われわれとしては、今度こそ東京招致をぜひ実現いたし、スポーツを通じて平和と日本の理想と実現とを、あまねく世界に知らしめたいと、切望やみがたき次第であります。

東京におきましては、すでに昭和三十年十月に、都議会が東京招致の決議を行い、その意向は東京太郎国際オリンピック委員会を通じて、委員会本部にも伝達されておりますが、東京都の正式招請状は、大会開催に伴う質問書に対する回答書を添えて、今年十二月一日までに本部に提出することになっております。開催地の決定が行われる

のは、明年五月開かれる第五十五回国際オリンピック委員会総会においてであります。また本年五月には、東京において第五十四回の総会が開かれることになっておりまして、オリンピック大会招致の計画を推進するには、まことに絶好の機会に恵まれておるのであります。

第十八回国際オリンピック大会の開催に立候補してある都市は、現在、東京のほか、モスクワ、カラチ、デトロイト、ブラッセル等、いずれもあなどりがたい競争相手であります。しかしながら、過去において、オリンピック大会がアジアにおいて、かつて一たびも開催せられなかった事情にかんがみすれば、東京招致の可能性は大いにありとすべきであります。近隣アジア諸国もまた双手を上げて東京の立候補を支持するであらうことを信じて疑いません。

この際、参議院といたしましては、オリンピック大会東京招致に対する国民の熱望を、この決議の形で中外に表明することは、まことに時宜に適した措置であると信ずるものであります。何とぞ貴院一致の御賛成をお願いいたします。

以上をもつて決議案の趣旨弁明を終ります。(拍手)
○議長(松野平吉) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。大倉精一君。

「大倉精一君登壇、拍手」

○大倉精一君 ただいま議題に供せられました第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案に対し、私は日本社会党を代表して賛成の意見を申し述べんとするものであります。

第五十四回国際オリンピック委員会総会及び第三回アジア競技大会が、新緑かおるわが東京におきまして開催されることに對しましては、衷心より慶祝の意を表するとともに、関係各方面の非常なる御努力に對しまして、深甚なる敬意を表するものであります。

スポーツに國境なし、まことにオリンピックこそは、平和を希求してやまない人類の崇高なる祭典であり、世界平和のシンボルであると思ふものであります。オリンピックに、ついでに世界各國の代表は、純真なるスポーツを通じて相互に友好と信頼の念を深め、國境を越えて相結ばれ、この純真なる潜在力とも言うべき若人の力が、世界の平和を支える大きな存在となつて蓄積されて行くことを私は深く期待するものであります。すなわち、オリンピックに参加する各國代表は、単に競技場における記録や、あるいは勝敗だけのものではなく、国際平和のための重大なる使命を帯びた国民外交使節団とも言うべきものであり、ここに国際オリンピックの大きな意義があると思ふのであります。(拍手)

終戦後におけるわがスポーツ使節団は、マニラにおけるアジア競技大会、あるいはヘルシンキ、メルボルンにおける両度の大会に派遣せられたのであります。代表団はこれらの機会において、スポーツを通じて、平和國家として新しく再出発いたしました日本民族の使節団として、よくその使命を果され、その成果が、今日、国際オリンピック委員会並びに第三回アジア競技大会の東京開催となつて現われたものと存するものであります。従つて、この總會と大会に對する各國の期待は、非常な大きなものがあると思ふのであります。一九六四年のオリンピック招致の成否は、一にかかつて、この總會と大会の成否にあると言つても過言ではないと思ふのであります。一九六四年のオリンピックを、他の有力候補の諸國に任じて、東京に招致を決定するわが國といたしましては、まづもつて、この機会にこそ、平和日本に對する世界各國の期待に十分こたえらるべく、官民こぞつて万全を期せなければならぬと思ふのであります。さらに最も重要なことは、この機会にこそ、われわれは平和憲法を持つことを世界各國の代表の前に誇り、原水爆の即時禁止を世界に訴へて、ひたむきに世界平和を希求してやまない、わが日本國民の眞の姿を理解せしめて、もつて相互に友好と信頼を深めるこ

とができたならば、世界平和のため、きわめて大なる貢献をするものと存するものであります。ここに對してこそ、オリンピックを東京に招致する眞の意義があるものと思ふのであります。

最後に、私は本決議案に賛成するに當りまして、ただ一つ遺憾の意を表明しなければならぬことを、はなはだ残念に思ふのであります。すなわち、國境を越えて平和のシンボルであるべき人類の崇高なるこの祭典に、名実ともにアジアの中核であり、六億の人口を擁し、たくましい建設に邁進しているところの中華人民共和國や、あるいは朝鮮人民共和國の代表団が参加していないということであり、このことは、私はばかりではなく、平和を念願し、オリンピックを祝福する者の全世界的な痛恨事であると私は思ふのであります。

従いまして、私はこの際、政府並びに関係各方面に對しまして、特にこの点において、將來ともに格段の努力を尽されんことを、衷心より期待してやまないものであるということに付言いたしまして、本決議案に對して賛成の討論を終るものであります。(拍手)
○議長(松野平吉) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

昭和三十三年四月十六日 参議院會議録第二十二号 郵便為替法の一部を改正する法律案 漁業制度調査会設置法案

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

ただいまの決議に対し、文部大臣から発言を求められました。松永文部大臣。

〔國務大臣松永東君登壇、拍手〕

○國務大臣(松永東君) 御決議に對しまして、一言述べさせていただきます。

オリンピック大会を東京に招致するといふことは、全国民の熱烈な要望であると存じます。ただいまの御決議の趣旨を十分尊重いたしまして、政府といたしまして、その招致対策に對して万全の策を講ずるつもりでございます。

一言、所信を述べまして御了解を願います。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)を議題といたします。

郵便為替法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十三年四月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

(小字は衆議院修正)

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「委託により左の業務」を「通信大臣から委託された業務及び委託による左の業務」に改める。

3 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の郵便為替法第三十七条の第三項及び第二項並びに前項の規定による改正後の日本電信電話公社法第三條第二項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」とする。

○議長(松野鶴平君) これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、衆議院の修正に同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、漁業制度調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長重政庸徳君。

審査報告書

漁業制度調査会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十一日

農林水産 重政 庸徳
委員長

多数意見者署名

堀 末治 田中 啓一
秋山俊一郎 仲原 善一
雨森 常夫 堀本 宜實
前田佳都男 千田 正
北條 簡八 藤野 繁雄
東 隆 上林 忠次
北村 暢

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に附属機関として漁業制度調査会を設置することとし、これが所掌事務及び組織等について規定するものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため必要な費用として、昭和三十三年度一般会計

予算に七十四万八千円が計上されている。

漁業制度調査会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

漁業制度調査会設置法

(設置)

第一条 漁業事情の推移にかんがみ、漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に、附属機関として、漁業制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、農林大臣の諮問に応じ、漁業生産に関する制度及び漁業者の協同組織の改善に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに關し必要と認める事項を關係行政庁に建議する。

(組織)

第三条 調査会は、委員二十五人以上で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)
第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

(会長)

第五条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第六条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員十人以上を置くことができる。

2 専門委員は、第二条に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表中 輸出水産業の振興に關する法律を

輸出水産業振興審議會 輸出水産業の振興に關する法律の規定によりその権限に属させ

漁業制度調査會 漁業制度調査會設置法(昭和三十三年法律第号)の規定によりその権限に属させた事項を調査すること。

改める。

第八條第二項中「輸出水産業の振興に關する法律」とを「輸出水産業の振興に關する法律、漁業制度調査會については漁業制度調査會設置法」に改める。

〔重政廣徳君登壇、拍手〕

○重政廣徳君 ただいま議題になりました漁業制度調査會設置法案について、農林水産委員會における審査の経過及び結果を御報告いたします。

この法律案は、漁業事情の推移にかんがみ、漁業に關する基本的な制度の改善について重要事項を調査審議するため、水産庁に、その付屬機關として漁業制度調査會を設けることとし、これが所掌事務及び組織等を規定するものであります。調査會は、農林大臣の諮問に応じ、漁業生産に關する制度及び漁業者の協同組織の改善に關する重要事項を調査審議し、必要な事項を關係行政庁に建議することをその所掌事務とし、委員の数は二十五人以内で、その任期は二年であります。また、必要に応じて十人以内の専門委員を置くことができることになってお

ります。これら委員及び専門委員は、学識経験者のうちから農林大臣が任命し、いずれも非常勤となつております。

委員會におきましては、審査の過程において、わが國の漁業が内外において、きわめて重要な局面に達している際、かかる事態に対する政府の認識及びその対策、ひいては、政府が今回の調査會の調査審議に期待する漁業に關する基本的制度の意味と、その内容並びに調査の対象となる事項、それに伴つてこの調査會の存続期間、委員及び専門委員の人選方針並びに委員會の機構及びその運営方法、さらに水産省あるいは海洋省の設置等が問題になつたのであります。これらの詳細については、會議録に載ることを御了承願ひたいと思ひます。

かくて、質疑を終り、討論に入り、千田、東、秋山及び上林の各委員から、それぞれの会派を代表して、この調査會の運営に対して政府の善処を求め、その成果を期待して賛成が述べられ、續いて採決の結果、全会一致を

もつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、工業用水道事業法案

日程第四、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長近藤信一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

工業用水道事業法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

工業用水道事業法案

工業用水道事業法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 事業(第三条・第十条)

第三章 施設(第十一条・第十五条)

第四章 供給(第十六条・第二十条)

第五章 雑則(第二十一条・第二十六条)

第六章 罰則(第二十七条・第三十一条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もつて工業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう。

2 この法律において「工業用水」とは、工業の用に供する水(水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く)をいう。

3 この法律において「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給

する施設であつて、その供給をする者の管理に属するものの總体をいう。

4 この法律において「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業をいう。

5 この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業を営むことによつて次条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けた者をいう。

6 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。

第二章 事業

(事業の届出及び許可)

第三条 地方公共団体は、工業用水道事業を営もうとするときは、その工業用水道施設の設置の工事の開始の日六十日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 給水区域

三 給水能力

四 水源の種類及び取水地点
2 前項の届出書又は申請書には、事業計画及び工業用水道施設の工事設計を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五條 通商産業大臣は、第三條第二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その工業用水道事業の開始が工業における一般の需要に適合すること。

二 その工業用水道事業の計画が確實であること。

三 その工業用水道施設の工事設計が第十一條に規定する施設基準に適合していること。

四 その他その工業用水道事業の開始が工業の健全な発達のため必要であり、かつ、適切であること。

(給水能力等の変更)

第六條 地方公共団体たる工業用水道事業者は、第四條第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更の工事の開始の日の四十日前まで(工事を要しないときは、その変更前に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない)。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、第四條第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更の工事の開始の日の四十日前まで(工事を要しないときは、その変更前に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない)。

とするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更)

第七條 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第八條 地方公共団体以外の工業用水道事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、工業用水道事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により工業用水道事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第九條 地方公共団体たる工業用水道事業者は、その工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 通商産業大臣は、工業用水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときは、前項の許可をしななければならない。

(事業の許可の取消)

第十條 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が正当な理由がないのに第三條第二項の許可を受けた後三年以内にその事業を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が前条第二項の許可を受けずに引き続き六月以上その事業の全部又は一部を休止したときは、第三條第二項の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその工業用水道事業者に交付しなければならない。

第三章 施設

第十一條 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

(施設基準)

一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、渾水時においても必要量の原水を送るのに必要な貯水能力を有すること。

三 導水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じ必要な浄化をするための

ちんでん池その他の設備を有すること。

五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。

(給水開始前の届出)

第十三條 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更の工事(通商産業省令で定める軽微なものを除く)をした場合において、その工事に係る工業用水道施設を使用して給水を開始しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(施設の維持)

第十四條 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一條に規定する施設基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、工業用水道施設が第十一條に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、工業用水道事業者に対し、工業用水道施設をその施設基準に適合するように改善すべきことを指示することができる。

(工事設計の変更等)

第十二條 通商産業大臣は、第三條第一項又は第六條第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、その届出に係る工事の開始前に限り、その工事設計を変更すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、第三條第一項又は第六條第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、その届出に係る工事の開始前に限り、その工事設計を変更すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、

設計が前条に規定する施設基準に適合していると認めるときは、遅滞なく、その旨をその届出をした者に通知しなければならない。

意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

3 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に指示しなければならない。

5 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入つたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第四章 供給

(給水義務)

第十六条 工業用水道事業者は、正当な理由がなければ、何人に対しても、その給水区域における工業用水の供給を拒んではならない。ただし、給水の申込を受けた工業用水の量が次条に規定する供給規程で定める一給水先当りの給水量の最少限度に満たないときは、この限りでない。

2 工業用水道事業者は、その給水区域以外の地域において、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給してはならない。

(供給規程)

第十七条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ、通商産業大臣に届け

出なければならぬ。これを變更するときは、同様とする。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

3 前二項の供給規程は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 工業用水道事業者及び使用者の責任に関する事項並びに導管、水量メーターその他の設備に関する費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供給規程に関する命令及び処分)

第十八条 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者の工業用水の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、その工業用水道事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の變更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同

項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を變更することができぬ。

(水質の測定)

第十九条 工業用水道事業者は、政令で定めるところにより、その供給する工業用水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(国の援助)

第二十条 国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第五章 雑則

(自家用工業用水道の届出)

第二十一条 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」といふ)を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 給水先
三 給水能力
四 水源の種類及び取水地点
五 給水開始の年月日

六 通商産業省令で定める施設の概要

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に變更があつたときは、又は給水を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(水源調査)
第二十二条 通商産業大臣は、工業用水道の水源の開発上必要な調査(河川法(明治二十九年法律第七十一号)が適用される河川又は同法が準用される水流、水面若しくは河川に係るものを除く)に努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十三条 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、工業用水道事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用工業用水道を布設している者に対し、その工業用水道による給水に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十四条 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)
第二十五条 通商産業大臣は、第十条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)
第二十六条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その旨を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則
第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

昭和三十三年四月十六日 参議院會議録第二十二号 工業用水道事業法案外一件

第一条中「及び坑口の開設を制限する」を「坑口の開設を制限し、及び未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」に改める。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

(行為の効力の承継)

第二条の二 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対して、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、採掘権の範囲内において採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合、この限りでない。

第三条第二項第一号中「昭和三十四年度」を「昭和四十二年度」と改め、「生産費」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 未開発炭田の開発に関する事項

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 石炭鉱業合理化実施計画に定める事項は、次の通りとする。

一 石炭の生産数量、生産効率、生産費その他石炭鉱業の合理化の目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に關する事項

三 その他石炭鉱業の合理化に關する重要事項

第三十六條第一項中「あつては」の下に、「この法律の施行の日から五年間」を加える。

第五十四條中「この法律の施行の日から三年間は」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十五條第一項(監督上の行政措置)の規定による鉱山保安監督部長の命令に基いて坑口の開設の工事をしようとするときは、この限りでない。

第五十五條第一項中「石炭鉱業合理化基本計画に定める石炭鉱業の合理化の目標たる生産効率を著しく」を「通商産業省令で定める基準を」に改め、同条第二項中「前条の規定による処分」を「前項の通商産業省令の制定又は改廃」に改める。

第五十七條中「この法律の施行の日から三年間は」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第六十八條の二第一項の規定による指定があつた地域内の採掘鉱区の採掘権者については、この限りでない。

第五十七條に次の一項を加える。

第六十八條の二第一項の規定に

よる指定の際現にその指定された地域内において事業に着手してない採掘権者についての鉱業法第六十二條第一項の適用に關しては、同項中「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法第六十八條の二第一項の規定による指定があつた日」とし、第六十八條の二第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業を休止している採掘権者についての鉱業法第六十二條第三項の適用に關しては、同項中「引き続き」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法第六十八條の二第一項の規定による指定の日から引き続き」とする。

第五章の二 未開発炭田の開発

(地域の指定)

第六十八條の二 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に關する調査の結果に基づき、石炭資源審議会の意見をきいて、石炭資源の開発が十分に行われていない地域であつて、石炭鉱業の合理化のためにその開発を急速かつ計画的に行ふ必要があると認められる地域を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行ふ。

(土地の立入)

第六十八條の三 通商産業大臣は、前条第一項に規定する調査のため

必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者に通知しなければならぬ。ただし、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 国は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第六十八條の四 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第六十八條の五 第六十八條の三第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難

であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができ、この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第六十八條の三第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(開発計画)

第六十八條の六 通商産業大臣は、第六十八條の二第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、石炭鉱業審議会の意見をきいて、その指定をした地域(以下「指定地域」といふ。)の石炭資源の開発に關する計画を定めなければならない。

2 前項に規定する石炭資源の開発に關する計画(以下「開発計画」といふ。)に定める事項は、次の通りとする。

一 石炭資源の開発を行うことにより達成すべき石炭の生産数量、生産効率及び生産費に關する目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に關する事項

三 その他石炭資源の開発に關する重要事項

3 第三條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第五條の規定は、開発計画に準用する。

(採掘権の譲渡等の勧告)

第六十八條の七 通商産業大臣は、指定地域内の採掘鉱区がさくそうする地域において採掘権の譲渡又

は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減
を行うことによつてその地域の鉱
床の急速かつ計画的な開発を行
うことができるものと認めるときは、当
該採掘鉱区の採掘権者に対し、採
掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の
鉱区の増減の出願について協議
すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による鉱区の増減の
出願に係る協議に基く出願につ
いては、鉱業法第四十五条第三項の
規定にかかわらず、同法第二十二
条(鉱床説明書)及び第二十四条か
ら第三十五条まで(不許可等)の規
定は、適用しない。

3 第一項の規定による鉱区の増減
の出願に係る協議に基く出願は、
当事者が連名でなければならな
い。

(決定の申請)

第六十八条の八 前条第一項の規定
による協議をすることができず、
又は協議がととのわなるときは、
当事者は、通商産業大臣の決定を
申請することができる。

2 前項の決定を申請するには、前
条第一項の規定による協議の経過
を記載した書類その他通商産業省
令で定める書類を提出しなければ
ならない。

(意見書の提出)

第六十八条の九 通商産業大臣は、
前条第一項の決定の申請があつた
ときは、その旨を公示するととも
に、当該採掘権者及び当該採掘権
に關し登録上利害關係を有する第
三者に通知し、二十日を下らない

期間を指定して意見書を提出する
機会を与えなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の期間を
経過した後でなければ、決定して
はならない。

(処分禁止)

第六十八条の十 採掘権者は、前条
第一項の規定による通知を受けた
後は、第六十八条の八第一項の
規定による申請を拒否する旨の決
定があるまで、第六十八条の十二
第二項の規定による採掘権の移転
若しくは変更の登録があるまで、
又は第六十八条の十三第二項にお
いて準用する鉱業法第九十九条の
規定により決定がその効力を失う
までは、当該採掘権を譲渡し、又
は変更することができない。

(決定)

第六十八条の十一 通商産業大臣
は、次に掲げる事項を定めて、採
掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の
鉱区の増減の決定をしなければならない。

一 採掘鉱区の所在地

二 採掘権の登録番号

三 採掘権の譲渡の場合にあつて
は、その譲渡の時期、採掘鉱区
相互の間の鉱区の増減の場合に
あつては、採掘権の変更の時期
及び内容

四 対価並びにその支払の時期及
び方法

2 通商産業大臣は、前項の決定を
しようとするときは、石炭鉱区調
整協議会の意見をきかなければな
らない。

3 第一項の決定は、文書をもつて

行い、かつ、理由を附さなければ
ならない。

4 通商産業大臣は、第一項の決定
をしたときは、決定書の謄本を
当事者に交付しなければならな
い。

(決定の効果)

第六十八条の十二 前条第一項の決
定があつたときは、当事者の間
に、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相
互の間の鉱区の増減について協議
がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととの
つたものとみなされた場合におい
て、対価を支払うべき者が対価の
全部の支払又は供託をしたとき
は、通商産業局長は、その採掘権
の移転又は変更の登録をし、か
つ、その旨を当事者に通知しなけ
ればならない。

(鉱業法の準用)

第六十八条の十三 鉱業法第九十七
条(対価の不服の訴)及び第九十八
条(対価の供託)の規定は、第六十
八条の十一第一項の決定による対
価に準用する。

2 鉱業法第九十九条(決定の失効)
の規定は、第六十八条の十一第一
項の決定に準用する。

(事業計画)

第六十八条の十四 第六十八条の六
第三項の規定において準用する第
三条第四項の規定により開発計画
が告示されたときは、当該指定地
域内の採掘鉱区の採掘権者は、そ
の告示の日から三月以内に、開発
計画に準拠して当該採掘鉱区にお
ける石炭資源の開発に關する事業

計画を定め、通商産業大臣に届け
出なければならない。これを変更
しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項
を定めなければならない。

一 工事の種類、費用の額その他
石炭資源の開発のため実施すべ
き工事に関する事項

二 前号の工事が完了した場合に
おける石炭の生産数量、生産能
率及び生産費の見込

三 その他通商産業省令で定める
事項

第六十八条の十五 通商産業大臣
は、開発計画の円滑な実施を図る
ため必要があると認めるときは、
採掘権者に対し、前条第一項の事
業計画を変更すべきことを指示す
ることができる。

第七十六條の次に次の一章を加え
る。

第七十六條の二 通商産業省に、石
炭鉱区調整協議会を置く。

(設置)

第七十六條の三 石炭鉱区調整協
議会(以下「協議会」という。)は、こ
の法律によりその権限に關せら
れた事項を調査審議するほか、通

(権限)

第七十六條の四 協議会は、委員五
人以上で組織する。

第七十六條の五 委員は、石炭鉱業
に關し學識経験のある者のうちか
ら、通商産業大臣が任命する。

(準用)

第七十六條の六 第七十二條第二
項、第七十三條、第七十四條及び
第七十六條の規定は、協議会に準
用する。

第八十六條第一号中「第六十六條
の下に」第六十八條の十四第一項
を加え、同号の次に次の一号を加え
る。

一の二 第六十八條の四の規定に
違反して第六十八條の三第一項
の規定による立入を拒み、又は
妨げた者

附則第二條中「施行の日から五年
以内」を「昭和四十三年三月三十一
日まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して二月を超えない範囲内で政令
で定める日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七
年法律第二百七十五号)の一部を
次のように改正する。

第二十五條第一項の表中

石炭鉱業

石炭鉱業の合理化に關する重要事項を調
査審議すること。

石炭鉱区調整協
議会

石炭鉱区調整協
議会

石炭鉱区調整協
議会

石炭鉱区調整協
議会

石炭鉱区調整協
議会

石炭鉱区調整協
議会

石炭鉱区調整協
議会

〔近藤信一君登壇、拍手〕

○近藤信一君 たいだいま議題となりました工業用水道事業法案並びに石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、工業用水道事業法案につきまして申し上げます。

近年の産業発展に伴いまして、工業用水の需要は逐次激増し、主要な工業地帯では、用水の不足が生産の維持と発展に大きな障害となつてゐることは御承知の通りであります。ところで、河川の水は工業用水の最大供給源であります。最近では、それを工場付近から取ることは容易でなくなつて、同時に、もう一つの供給源である地下水も、大部分の工業地帯では、くみ上げの限界点に達して、地盤沈下などを生じ、それがため、一昨年に制定された工業用水法に基いて、地下水のくみ上げ制限を実施してゐる次第であります。

以上のような事情からいたしまして、最近、各地で工業用水道事業が急速にできて参りましたが、今後、工業用水の大部分は、これに依存するほかはないと考えられます。そこで、豊富かつ低廉な給水を目的として、工業用水道事業の合理的な発展をはかるためには、国が補助金を交付するなどの助成措置を行いますとともに、積極的な

行政指導により、事業運営の適正化を期する必要があると認められましたので、本法案の提出を見た次第であり、政府は、三十三年度の一般会計に補助金約五億円を計上しております。

次に、本法案の要点を申し上げます。第一に、工業用水道事業の経営は、地方公共団体については事前届出制、そのほかのものについては許可制をとつております。第二に、本事業は地域独占となる傾向もありますので、料金など供給規程に一定の基準を設けまして、右に開し、地方公共団体に対しては届出制とし、その他に対しては認可制として、その適正化をはかつています。第三に、給水の安定性を期するため、給水の確保と施設の維持について所要の義務を規定してあります。第四に、給水を豊富かつ低廉ならしめるため、国が必要な資金の確保その他に努めることとし、また、水源の調査などに特別な法的措置を講じています。

以上のほか、自家用工業用水道を設置してゐる事業者に対しては、所要事項の届出を要求してあります。本法案につき、当委員会では、慎重に審議いたしました。その詳細は会議録に譲ることをお認めいただきまして、政府当局との質疑のおもなるものを申し上げますと、補助金の交付または起債の協力を受ける事業体選定の条件、補助金に關する今後の見通し、目標とする工業用水のトン当りの平均価

格、計画が競願になる場合の処理、既存の水利権を侵害するおそれのある場合の措置、部分的に他の用水と競合する場合の調整策及び工業用水法、河川法及び上下水道などとの関係の問題等でありました。

質疑を終り、討論に入りましたが、別に発言もなく、次いで採決に入りましたところ、全会一致をもって、本法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法は、石炭鉱業の深刻な不況を背景に、昭和三十年八月に制定され、非効率炭鉱の買上げ、坑口の開設制限等の措置により、石炭鉱業の合理化をはかうとしたものであります。この法律の施行以来二年半、炭鉱の合理化は著しく進展いたしました。一方、わが国経済の基調は、昭和三十年以降著しい変貌を遂げ、急速な拡大発展を示したため、石炭の需給関係も、本法制定の当時とはだいぶ事情が異なつて参りました。本法案は、エネルギー需要増大の傾向に對処して、豊富低廉な石炭の供給を確保するため、現行法を改正しようとするものでございます。

改正点の要旨を簡単に申し上げますと、第一に、石炭資源の開発を急速かつ計画的に行うため、未開発炭田の開発に關する規定を新しく設けたこととあります。このために、国が開発地域を指定し、開発計画を定め、事業計画を徴し、必要あれば鉱区の調整を行うことができるようにするなど、開発実施のための方法を規定しております。第二に、坑口開設許可制度について、その期間を延長しております。第三に、本法の有効期間を、昭和四十二年度末まで延長することにしてあります。第四に、石炭鉱業整備事業団の納付金徴収期間を、現行法の期間内に限定したこととあります。

以上がこの法律案の概要であります。

委員会における質疑の際の問題となりましたおもな点は、現行法が炭鉱の合理化にもたらした実際上の効果、整備事業団の炭鉱買上げの実績、長期エネルギー需給見通しにおける重油、原子力等と石炭の関係、昭和五十年七千二百萬トン出炭ベースの際の炭価の見通しなどの問題でありましたが、詳細は会議録によつて御了承を願ひたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決を行いました結果、本法案は、全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、工業用水道事業法案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長河野謙三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十三年四月十六日 参議院会議録第二十二号 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月十六日 参議院會議録第二十二号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案外一件

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年三月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項を次のように改める。

2 外国通貨についての正しい裁定外國為替相場は、大蔵大臣が定める。

第七條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を削り、同條第六項中「第一項から第四項まで」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とする。

第六十八條第一項中「又は両替商」を「両替商その他この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者」に改める。

第七十條第一号を削り、同條第二号中「第七條第六項」を「第七條第四項」に改め、同号を同條第一号とし、同條中第三号以下を一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔河野謙三君登壇、拍手〕

○河野謙三君 たいだいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

外國為替及び外國貿易管理法は、外國貿易の正常な發展をはかり、國際収支の均衡、通貨の安定を確保することを目的とし、國際通貨基金協定の精神にのっとりて制定せられてゐるものであります。本案は、最近の外國為替に關する海外の動向にかんがみ、外國為替相場に關する規定を改めるとともに、管理の適正を期するため、實價検査に關する規定の整備をいたそうとするものであります。その大要を申し上げますと、現行法では、外國為替の直物売買相場の変動範囲が、基準及び裁定の外國為替相場の上下一百分となつておりますが、その制度を廢止して、大蔵大臣が自由に定めることができることとしたものであります。

また、立ち入り検査の対象を、外國為替公認銀行、両替商のほか、この法律の適用を受ける取引を営業とするものにも適用することとしたしております。

委員会における審議の詳細につきましては、會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

實錄を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第七、母子福祉資金の貸付等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年三月二十六日
衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

第一条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項及び第十九條の二第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

第二条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十三年二月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第一項の規定による修業資金の貸付は、その貸付により知識、技能を習得している児童が二十歳に達した後でも継続して行うことができる。

第四條中「左の各号」を「次の各号」に改め、同條第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同條第八号中「児童が」を削る。

第七條に次のただし書を加える。
ただし、急を要する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かずに、貸付金を貸し付ける旨を決定することができる。

第九條第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第十條の二第二項を次のように改める。

都道府県は、次に掲げる場合には、第五條第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付を受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げ

る場合において、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができるものと認められるときは、この限りでない。

一 貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

二 修学資金に係る償還金の支払期日において、当該修学資金の貸付により就学した者が高等学校若しくは大学に就学し、又は実地修練を受けているとき。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による改正後の第九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に徴収する違約金等について適用する。ただし、当該違約金等の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

〔阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君 ただいま議題となりましたあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案並びに母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について

て、社会労働委員会における審議の結果を御報告いたします。

まず、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の内容は、第一に、現在、医療類似行為を行うことを本年末まで認められている、いわゆる既存業者に対して、その業務を行うことができる期間をさらに三年間延長するとともに、その間に、特例によるあん摩師試験の受験資格を認め、これに合格した者は、あん摩師の免許を受けることができることとしたのであります。その第二は、指圧を業とすることを本年末まで認められていた者に対しても、その期間をさらに三年間延長して、同様の措置をとらうとするのであります。

本案につきましては、医療類似行為の既存業者に関する第二十二回国会の両院における付帯決議の趣旨実現について、政府当局に対し種々質問がありましたが、政府当局より、「今後も右決議の趣旨を尊重して、その実現に努力する」旨の答弁がありました。その他の事項についても熱心なる質疑応答がなされたのであります。その詳細は会議録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、採決に入りましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回改正せんとする第一点は、生業資金の貸付額の限度を、現在の五万円から十万円に引き上げること。第二点は、修学資金の貸付を受けた者が高等学校もしくは大学に就学し、または医師の実地修練を受けている期間は、償還金の支払いを猶予することができることとする。第三点は、修業資金の貸付を受けて、児童が知識、技能を習得する期間中、二十才に達した後にあつても、二年をこえない範囲内において継続して貸し付けることができることとする。第四点は、都道府県は、急を要する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かずに、資金貸付の決定をすることができ、資金貸付の割合を日歩四銭から三銭に引き下げること。

以上が本案の要点であります。委員会におきましては、本案に対し種々熱心な質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に移りましたところ、山下委員は、本案に賛意を表され、希望意見を述べられた後、次のような付帯決議案を提出されました。

付帯決議案

母子家庭の福祉を増進するため、

政府はこの際、母子福祉に関する総合的施策を確立し、特に次の事項の実現に努力すべきである。

一、母子福祉資金貸付制度の運営を円滑ならしめるため、母子家庭に対する相談指導の機構及び職員充実強化をはかり、これに要する経費を確保すること。

二、母子年金制度を速急に実施すること。

右決議する。

討論を終局し、採決いたしました結果、本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、付帯決議案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもちまして、委員会の決議とすることに決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長長竹下豊次君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年四月十日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平 殿

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法
(目的)
第一条 この法律は、台風常襲地帯における台風(豪雨を含む。)以下同じ。による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について特別の措置を定め、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「災害防除事業」とは、台風常襲地帯における台風による災害を防除するために行われる事業で、国若しくは地方公共団体(これらの機関を含む。)又はその他の者が法令により管理する次に掲げる施設に関するもののうち、内閣総理大臣が当該施設に関する主務大臣の意見を聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て指定するものをいう。

一 河川
二 海岸

三 砂防設備
四 林地荒廃防止施設
五 前号に該当するものを除き、水源かん養林、防風林その他の森林保安施設
六 地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設
七 農業用施設
二 この法律で「災害防除事業五箇年計画」とは、昭和三十三年度以降の五箇年間に於ける災害防除事業の事業計画をいう。
(台風常襲地帯の指定)
第三条 内閣総理大臣は、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、しばしば台風による災害が発生している都道府県の区域の全部又は一部を台風常襲地帯として指定する。
二 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(災害防除事業五箇年計画の決定)
第四条 災害防除事業に関する主務大臣は、当該災害防除事業につき、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
二 主務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、災害防除事業五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。
(災害防除事業五箇年計画の変更)
第五条 災害防除事業に関する主務大臣は、災害防除事業五箇年計画

を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画を変更する案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
二 前条第二項の規定は、前項の規定による閣議の決定があつた場合に準用する。
(台風常襲地帯対策審議会の設置)
第六条 総理府に、台風常襲地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(審議会の所掌事務)
第七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項を調査審議する。
二 審議会は、台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
(審議会の組織)
第八条 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員二十三人以内をもつて組織する。
一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人
二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人
三 関係行政機関の職員 八人以内
四 都道府県知事 二人
五 都道府県議会議長 二人
六 学識経験がある者 三人以内

二 前項第六号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
三 第一項第六号に掲げる委員は、再任されることができ、委員の互選により選任する。
四 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
五 会長は、会務を総理する。
六 委員は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)
第九条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。
(政令への委任)
第十条 第六号から前条までに定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。
(国の予算への経費の計上及び特別な財成)
第十一条 政府は、毎年度、国の財政の計上範囲内において、災害防除事業五箇年計画を実施するため必要な経費を予算に計上しなければならない。
二 国は、災害防除事業五箇年計画に係る事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六条の規定に基き補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。
(地方財政再建促進特別措置法との関係)
第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五

号)に基き財政再建団体である地方公共団体が災害防除事業を実施するために財政再建計画を変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に當つて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。
二 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行う地方公共団体が災害防除事業を実施する場合に準用する。
(第二次の五箇年計画)
第十三条 内閣総理大臣は、第二条第二項に規定する期間の経過前に、昭和三十八年度以降において更にこの法律の規定によつて災害防除事業を行う必要があるかどうかについて、関係各大臣の意見を聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、決定しなければならない。
二 内閣総理大臣は、前項の規定により昭和三十八年度以降において

更に災害防除事業を行うことを決定したときは、その旨を公示しなければならない。
三 第一項の規定により昭和三十八年度以降において更に災害防除事業を行うことが決定されたときは、当該災害防除事業につき、第二条第二項中「昭和三十三年度」とあるのは「昭和三十八年度」と読み替へて、この法律の規定を適用する。
附 則
(施行期日)
一 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
二 災害防除事業五箇年計画には、災害防除事業五箇年計画の決定前に実施された昭和三十三年度の予算に係る事業で、第二条第一項に規定する災害防除事業に相当するものを含むものとする。
三 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中国土開発縦貫自動車道建設審議会の項の次に次のように加える。
リ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第号)
九 第九條第六号の次に次の一号を加える。

台風常襲地帯
対策審議会
(昭和三十三年法律第号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

七 台風常襲地帯における災害の防除に關すること。

本案施行に要する經費としては、本年度約五千万円の見込である。

〔竹下豐次君登壇、拍手〕

○竹下豐次君 たいだいま議題となりました台風常襲地帯における災害の防除に關する特別措置法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、国土の保全と民生の安定をはかるため台風常襲地帯を指定し、当該地域の災害防除事業について特別の措置を講ずるものであります。その要旨を申し上げますと、第一に、内閣総理大臣の諮問機關として、総理府に台風常襲地帯対策審議会を設け、台風常襲地帯及び災害防除事業の指定に際し、必ずこれに付議することとするほか、災害防除に關する重要事項を調査審議せしめることといたしてあります。第二に、内閣総理大臣は、政令で定める基準に従い、審議会の議を経て台風常襲地帯を指定することとし、し

こりして、この政令で定める具体的基準は、台風の来襲回数、強度及び降雨量の過去の事実を勘案して定めることといたしてあります。第三に、本地域における災害防除事業の範圍は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、森林保安施設、地すべり等防止施設、農業用施設に關するものうち、

内閣総理大臣が關係主務大臣の意見を聞き、審議会の議決を経て、指定することといたしてあります。第四に、本事業に關する主務大臣は、關係都道府県知事の意見を聞いて、昭和三十三年度を初年度とする災害防除事業五カ年計画を作成し、閣議の決定を求めることといたしてあります。なお、昭和三十

八年年度以降の第二次五カ年計画の措置についても所要の規定を設けてあります。第五に、本五カ年計画の実施に要する經費について、政府は財政の許す限り、これを予算に計上することとし、また、地方公共団体に対し、必要に応じて特別助成の道を開いてあります。なお、財政再建団体に對しては、本計画の実施を確保するため、財政再建計画の変更について特に配慮することといたしてあります。

次に、おもなる質疑について申し上げます。すなわち、本法案提出の経緯いかんとの質問に対し、提案者より詳細の答弁があり、また、「国土総合開発法との關係いかん」という質問については、「本法案が災害を未然に防止することを目的とするものであつて、同法と重複するものではない」との答弁がありました。そのほか、地域の指定、審議会構成及び従来のこれらの地域とみなされる地方に対する予算配分について質問が行われました。なお、政府に對し、本法案成立後の取扱についてたまたましたところ、経済

企画庁、農林省及び建設省の政府委員から、それぞれ、本法案の趣旨にのっとり、この事業を推進する決意であるとの答弁がありました。かくて質疑を終り、討論を省略し、採決いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

国会法等の一部を改正する法律案可決報告書

企圖庁、農林省及び建設省の政府委員から、それぞれ、本法案の趣旨にのっとり、この事業を推進する決意であるとの答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論を省略し、採決いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

国会法等の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国会法等の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法案(いずれも衆議院提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長安井謙君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

衆議院議長 益谷 秀次

日から三十日以内に臨時会を召集しなければならぬ。但し、その期間内に常会若しくは特別会が召集された場合はその期間が衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間にかかるとはならない。

第十二条に次の一項を加える。

会期の延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならない。

第三十四条の二に次の一項を加える。

内閣は、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、その議員の属する議院の議長にその旨を通知しなければならない。

第四十七条第二項及び第三項を次のように改める。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件(懲罰事犯の件を含む。)については、閉会中もお、これを審査することができ

前項の規定により懲罰事犯の件を閉会中審査に付する場合においては、その会期中に生じた事犯にかかるとはならない。

第二項の規定により閉会中もお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

四一一

四一一

四一一

四一一

四一一

四一一

四一一

四一一

四一一

四一一

第五十五条の二を次のように改める。

第五十五条の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができる。この場合において、その意見が一致しないときは、議長は、これを裁定することができる。

議長は、議事協議会の主宰を議院運営委員長に委任することができる。

議長は、会期中であると閉会中であると問はず、何時でも議事協議会を開くことができる。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

第一百条第二項の次に次の一項を加える。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員について、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

第一百条の五を次のように改める。
第六十六条、第三十七
条、第三十八条、第四十七
条第一項、第六十七及び第六十九

条の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替え、第二百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会」の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替へるものとする。

第一百六条を次のように改める。

第一百六条 会議中議員がこの法律又は議事規則に違反し、その他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるとときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで、又は議事が翌日に継続した場合はその議事を終るまで、発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第一百八条の次に次の一条を加える。
第一百八条の二 議員以外の者が

議院内部において秩序をみだしたときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

第二百二十一条の次に次の二条を加える。

第二百二十一条の二 会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で、議長が懲罰委員会に付することができなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、会期の終了日又はその前日に生じた事犯で、懲罰の動議を提出するいとまがなかつたもの及び動議が提出され議決に至らなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、前条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

前二項の規定は、衆議院にあつては衆議院議員の総選挙の後最初に召集される国会において、参議院にあつては参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において、前の国会の会期の終了日又はその前日にお

ける懲罰事犯については、それぞれこれを適用しない。

第二百二十一条の三 閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、閉会中、委員会その他議院内部において生じた事犯について、第二百二十一条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

(外務公務員法の一部改正)

第二条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項後段を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、第二十九回国会の召集の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員互助年金法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年四月九日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 平蔵

国会議員互助年金法

(互助年金)

第一条 この法律は、互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金に關して、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十六

条の規定に基き定めるものとする。

(互助年金の種類)

第二条 この法律において「互助年金」とは、普通退職年金、公務傷病年金及び遺族扶助年金をいう。(退職の定義)

第三条 この法律において「退職」とは、国会議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

- 一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき。
- 二 任期が満了したとき。
- 三 衆議院の解散により任期が終了したとき。
- 四 除名されたとき。
- 五 法律で定められた被選の資格を失つたとき。
- 六 当選無効の判決が確定したとき若しくはその者に係る選挙無効の判決が確定したとき又は当選人の選挙犯罪に因りその当選が無効となつたとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、国会議員としての職を失つたとき。

(互助年金の給付期間及び端数計算)

第四条 互助年金の給付は、互助年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から始め、権利消滅の月をもつて終る。

2 互助年金の年額の円位未満は、円位に満たしめる。

(時効)

第五条 互助年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から五年間消滅しないときは、時効によつて消滅する。

第九二

2 前項の時効は、第十五条第一項の規定により普通退職年金の支給を停止される者の当該普通退職年金については、その者が年満五十五歳に達する日の属する月の末日までの期間は、進行しない。

3 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二月内に国会議員として再就職するときは、第一項の時効は、再就職を退職した日から進行する。ただし、普通退職年金を受ける権利を有する者が再就職を退職した日において年満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

(譲渡、担保及び差押の禁止)
第六条 互助年金を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。

2 互助年金を受ける権利は、差し押さえることができない。ただし、国税徴収法(明治三十年法律第二十号)又は国税徴収の例による場合は、この限りでない。

(非課税)
第七条 公務傷病年金及び遺族扶助年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(互助年金計算の基礎となる歳費)
第八条 この法律の規定の適用については、議長及び副議長の職にある者も、他の議員と同額の歳費を受けるものとみなす。

(普通退職年金及びその年額)
第九条 国会議員が在職期間十年以上で退職したときは、その者に普通退職年金を給する。

2 普通退職年金の年額は、在職期間十年以上十一年未満に対し退職当時の議員の歳費年額の百五十分の五十に相当する金額とし、十年以上一年を増すごとに、その一年に対し退職当時の議員の歳費年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間五十年をこえる者に給すべき普通退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

2 普通退職年金及びその年額)
第十条 国会議員が公務に基く傷病に因り不具廃疾となり退職したときは、その者に公務傷病年金を給する。国会議員が退職後三年以内に当該在職中の公務に基く傷病に因り不具廃疾となつたときも、また同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十年の者に給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者にあつては同条の規定により在職期間十年以上の者に給すべき年金の金額に、それぞれその不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 公務に基く傷病に因る不具廃疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、前項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基く傷病に因り不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三

項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の裁定をするに当つては、将来不具廃疾が回復し又はその程度が低下することのあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(在職期間)
第十一条 国会議員の在職期間は、その就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもつて終る。

2 退職した後国会議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算する。

3 退職した月において国会議員として再就職したときは、再就職の在職期間は、その再就職の月の翌月から起算する。

(在職期間からの除算)
第十二条 次に掲げる期間は、在職期間から除算する。

一 第五条又は第十四条第一項の規定により普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利が消滅した場合において、その権利の基礎となつた在職期間

二 第十三条の規定により国会議員が互助年金を受ける資格を失つた在職期間(除名の場合にあつては、除名の時を含む当該会期の在職)につき、普通退職年金又は公務傷病年金を受ける資格を失ふ。

一 除名されたとき。

二 在職中三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。

三 国会議員は、在職中死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

名の日の属する月までの在職期間)

三 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

一 死亡したとき。

二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

2 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に關する犯罪(過失犯を除く)に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該在職中の在職期間

職年金の年額が三十六万円以上であつてこれを受ける者の前年における互助年金外の所得の年額が五十万円をこえるときは、普通退職年金の支給年額が三十六万円を下らない範囲内において、次の区分によりその一部を停止する。

- 一 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が八十六万円をこえ九十六万円以下であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額に相当する金額
- 二 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が九十六万円をこえ百十六万円以下であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額及び九十六万円をこえる金額の二割の金額の合計額に相当する金額
- 三 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が百十六万円をこえ百五十万円以下であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額、九十六万円をこえ百十六万円以下の金額の二割の金額及び百十六万円をこえる金額の二割五分の金額の合計額に相当する金額。ただし、その停止年額は、普通退職年金の年額の二割五分をこえることがない。
- 四 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が百五十万円をこえるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下

下の金額の一割五分の金額、九十六万円をこえ百十六万円以下の金額の二割の金額、百十六万円をこえ百五十万円以下の金額の二割五分の金額及び百五十万円をこえる金額の三割の金額の合計額に相当する金額。ただし、その停止年額は、普通退職年金の年額の三割をこえることがない。

- 2 前項の互助年金外の所得の計算については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の所得税に関する法令の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の計算に関する規定を準用する。
- 3 第一項の互助年金外の所得は、毎年、税務署長の調査により総理府恩給局長が決定する。
- 4 第一項に規定する互助年金の停止は、前項の決定に基づき、その年の七月より翌年六月に至る期間分の互助年金について行ふ。ただし、互助年金を受けるべき事由の生じた月の翌月より翌年六月に至る期間分については、この限りでない。
- 5 互助年金の請求又は裁定の遅延により前年以前の分の互助年金につき第一項の規定による停止をなすべき場合においては、その停止額は、前項の規定にかかわらず、同項の期間後の期間分の互助年金支給額から控除することができ(再就職による年金の改定) 第十七条 普通退職年金又は公務傷

病年金を受ける者が国会議員として再就職後退職し、次の各号の一に該当するときは、その年金を改定する。

- 一 再就職後在職一年以上で退職したとき。
- 二 再就職後公務に基く傷病に因り不具廃疾となり退職したとき。
- 三 再就職後退職した後三年以内に当該在職中の公務に基く傷病に因り不具廃疾となり又はその程度が増進したとき。
- 2 普通退職年金を受ける者が前項第二号又は第三号に該当した場合においては、これを公務傷病年金に改定する。
- 3 前二項の規定により普通退職年金又は公務傷病年金を改定する場合に、前後の在職期間を合算し又は前後の傷病を合したものをもつてその不具廃疾の程度とし、その年額を定める。
- 4 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける者が国会議員として再就職後在職一年未満で退職した場合においても、前後の在職期間を合算するに当つて年に満たない在職期間が一年以上となるときは、その年金を改定する。

(再就職によらない年金の改定) 第十八条 国会議員が退職した後三年以内に当該在職中の公務に基く傷病に因り不具廃疾となつたとき又はその程度が増進したときは、その者が現在受ける普通退職年金又は公務傷病年金を不具廃疾の程度に相応する公務傷病年金に改定する。

2 在職期間十年以上の者で第十條第五項又は第六項の規定により公務傷病年金を給されるものが、これらの規定によりその公務傷病年金を給されなくなつたときは、その公務傷病年金をその者の在職期間に相応する普通退職年金に改定する。

(遺族扶助年金及びその年額) 第十九条 国会議員が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときは、これに普通退職年金又は公務傷病年金を給すべきときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

普通退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、また同様とする。

2 前項の遺族扶助年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 国会議員が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合においては、これに給すべき普通退職年金の金額
- 二 普通退職年金を受ける者が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該年金の金額
- 三 公務傷病年金を受ける者が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合においては、在職期間十年未満の者にあつては第九條の規定により在職期間十年の者に給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者にあつては同条の規定により在職期間十年以上

上の者に給すべき年金の金額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 国会議員又は普通退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基く傷病に因り死亡した場合においては、在職期間十年未満の者にあつては第九條の規定により在職期間十年の者に給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者にあつては同条の規定により在職期間十年以上の者に給すべき年金の金額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

(恩給法の準用)

第二十條 恩給法第三章(第七十二條中兄弟姉妹に関する部分、第七十四條ノ二第二項及び第四項、第七十五條、第七十九條ノ三、第八十一條並びに第八十二條を除く。)の規定は遺族扶助年金を給する場合について、同法第八十二條ノ三の規定は互助年金について、準用する。

(互助年金の裁定)

第二十一條 互助年金を受ける権利は、総理府恩給局長が裁定する。2 公務傷病年金を受ける権利に裁定する場合又は公務に基く傷病に因る死亡につき遺族扶助年金を受ける権利を裁定する場合において、第十條、第十七條(第一項第一号及び第四項を除く。)、第十八條第一項又は第十九條第一項及び第二項第四号に規定する事由に該当するかどうかの認定は、当該国会議員であつた者が属していた議

院の議院運営委員会の議決するところによる。

(死亡前の未受領給与の支給)

第二十二條 互助年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その互助年金で生存中に給与を受けなかつたものは、当該国会議員の遺族に給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に給する。

2 前項の規定により互助年金の支給を受けるべき遺族及びその順位は、遺族扶助年金を受けるべき遺族及びその順位による。

3 恩給法第十条ノ二及び第十条ノ三の規定は、前二項の場合における互助年金の請求及びその支給の請求について、準用する。

(納付金)
第二十三條 国会議員は、毎月、その歳費月額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならぬ。

(国庫負担)
第二十四條 互助年金に要する費用は、国庫が負担する。

(併給の禁止)
第二十五條 普通退職年金と公務員病年金とは、併給しない。

(恩給公務員との兼職期間の取扱)
第二十六條 国会議員と恩給法に規定する公務員と兼職する場合においては、当該兼職期間は、同法の規定にかかわらず、恩給の基礎となるべき在職年に算入しないものとし、これを国会議員の在職期間に算入する。

2 前項に規定する公務員は、当該兼職期間については、政令で定め

る場合を除き、恩給法第五十九條の規定にかかわらず、同条の規定による納付金を納付することを要しない。

(届出)

第二十七條 互助年金を受ける者が、第二十四條、第十五條第二項若しくは第三項又は第二十条において準用する恩給法第七十七條若しくは第八十条の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を総理府恩給局長に届け出なければならぬ。

(過料)

第二十八條 前条に規定する者が、同条の規定による届出をせず又は虚偽の届出をしたときは、一万円以下の過料に処する。

(政令への委任)

第二十九條 この法律に規定するもののほか、互助年金の請求、裁定、支給及び受給権の存否の調査並びにこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日後最初の衆議院議員の総選挙が行われる日から施行する。

(この法律の施行前の在職期間の通算)

2 この法律の規定による互助年金においては、帝国議会における衆議院議員としての在職期間及びこの法律の施行前における国会議員としての在職期間は、この法律の規

定による国会議員としての在職期間とみなし、この法律の在職期間の計算に関する規定を適用する。

(前国会議員等に対する互助年金)

3 この法律の規定(第五條第三項及び第二十三條の規定を除く)は、この法律の施行前国会議員であつた者でこの法律の施行の際現に国会議員でないもの又はこの法律の施行前国会議員であつた者の遺族についても、適用する。この場合において、第四條第一項及び第十六條第四項ただし書中「互助年金を受けるべき事由が生じた月」とあるのは「この法律の施行の日」とする月」と、第五條第一項中「これを受けるべき事由が生じた日」とあるのは「この法律の施行の日」と、第九條第二項中「退職時の議員の歳費月額」とあるのは「この法律の施行の日における国会議員の歳費月額に相当する金額」と読み替へるものとする。

(恩給公務員との兼職期間の取扱の特例)
4 この法律の施行前に恩給法に規定する公務員と帝国議会における衆議院議員又は国会議員と兼職した者のこの法律の施行前における当該兼職期間が、当該公務員の恩給の基礎となつてゐる場合においては、当該兼職期間については、従前の例によるものとし、この法律の規定による国会議員としての在職期間からこれを除算する。

(この法律施行の際恩給公務員たる者の兼職期間の取扱の特例)
5 この法律の施行の際現に恩給法に規定する公務員である者がこの

法律の施行の日の前日までのその引き続き在職期間内に当該公務員と国会議員と兼職していた場合において、当該兼職期間を恩給の基礎となるべき在職年に算入し、かつ、その者がこの法律の施行の日の前日に当該公務員を退職するとすれば、普通恩給を給し又は改定すべきこととなるときは、当該兼職期間については、従前の例によるものとし、この法律の規定による国会議員としての在職期間からこれを除算する。

(納付金相当額の控除)

6 この法律の施行前の在職期間がこの法律の規定による普通退職年金の基礎となる場合における普通退職年金の年額は、第九條の規定により算出した年額から、この法律の施行の日における国会議員の歳費月額の百分の二に相当する金額にこの法律の施行前における普通退職年金の基礎となるべき在職期間の月数を乗じて算出した金額(附則第七項の規定により納付した金額がある場合においては、その金額を差し引いた金額。以下「納付金相当額」という。)の十分の一に相当する金額(以下本項において「控除金額」という。)を控除した金額とし、その控除は、当該控除金額の総額が納付金相当額に達するまで行ふものとする。ただし、当該控除を受けることとなる者が、政令で定めるところにより、納付金相当額を一時に国庫に納付した場合は、この限りでない。

(納付金相当額に充てたるための予納)
7 この法律の施行の際現に国会議員である者及びこの法律の施行後国会議員となつた者は、その議員の属する議院の議長に、文書で申し出ることにし、第二十三條の規定による納付金のほか、あらかじめ納付金相当額に充てたるため、毎月、その歳費月額の百分の二に相当する金額を国庫に納付することができ。

附則第六項ただし書及び前項の規定により納付した金額は、在職中の死亡その他の事由により普通退職年金を受けることができなくなつた場合その他いかなる場合においても、これを返還しない。

(総理府設置法の一部改正)

8 附則第六項ただし書及び前項の規定により納付した金額は、在職中の死亡その他の事由により普通退職年金を受けることができなくなつた場合その他いかなる場合においても、これを返還しない。

(総理府設置法の一部改正)
9 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一号を加える。

五 国会議員の互助年金に関すること。

(所得税法の一部改正)
10 所得税法の一部を次のように改正する。

第八條第六項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 国会議員互助年金法第二十三條の規定による納付金(同法附則第六項ただし書及び附則第七項の規定による納付金を含む。)

本案施行に要する経費
昭和三十三年収入及び支出概算表

(収入)

全議員納付金(3100)

過去三年の在職年数に應ずる納付金(2100)

計

四、七五二、〇〇〇円
二七、九八二、八〇〇円

(支出)

元議員の普通退職年金(2100)
の110額を差引いたもの

一四、七三〇、四八〇円
元議員の遺族扶助年金

六、七〇七、六〇〇円
計 二一、四三八、〇八〇円
差引 六、五四四、七二〇円

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 たいだいま議題となりまし
た国会法等の一部を改正する法律案外
一件につきまして、議院運営委員会に
おける審査の経過並びに結果について
御報告いたします。

まず、国会法等の一部を改正する法
律案について申し上げます。

国会法につきましては、去る昭和三十
一年一月、第二十一国会におきまし
て、各般にわたり重要な改正が行われ
たのでありますが、その後、さらに懲罰
に関する規定その他について、国会運
営の正常化をはかる等のため、衆参両
院において鋭意研究が進められました
結果、今回、意見の一致を見て、本改
正案が衆議院から提出されるに至った
のであります。

本案は、国会法の一部を改正する規
定と、外務公務員法の一部を改正する

規定とからなっておりますが、まず、
国会法の改正規定について申し上げます。

今回の改正のおもな点は、議長長の権
威を高めるための措置、会期延長に関
する措置、懲罰事犯取扱いに関する措
置、国会運営の効率化のための措置等
でありまして、以下、順次その内容に
ついて申し上げます。

第一は、現行憲法及び国会法に、衆
議院議員の任期満了による総選挙また
は参議院議員の通常選挙後の国会召集
に関する規定を欠いている点を補うた
めの規定であります。すなわち、右の
選挙後、当該議員の任期の始まる日か
ら三十日以内に臨時会を召集すべき旨
の規定を新たに設けております。

第二は、会期延長を制限する規定で
ありまして、延長回数、常会にあっては
一回、特別会及び臨時会にあっては二
回に制限することによりまして、

第三は、会期前に逮捕された議員の
勾留期間延長に関する規定でありま
す。すなわち、現行法では会期前に逮
捕された議員があるときは、内閣は、
会期の初めに、その氏名を議長に通知
することになっておりますが、その

後、勾留期間が会期中に延長された場
合の措置について規定を欠いておりま
すので、この場合、内閣は議長にその
旨を通知することとしたとしておりま
す。なお、参議院の緊急集会において
も、同様の扱いとすることとしており
ます。

第四は、議事協議会に関する規定で
あります。すなわち、従来の議院運営
小委員を議事協議会と改め、議長は、
議事の順序、その他必要と認める事項
について、議院運営委員長及び議事協
議員と協議するものとし、その意見が
一致しないときは、議長がこれを裁定
することができるとするほか、議長は、
協議会の主宰を議院運営委員長に
委任することができるといたして

中、閉会中を問わず、いつでも開くこ
とができることとなっております。

第五は、秩序保持に関する規定であ
りまして、議長が秩序保持権に基づき、
議員の発言を禁止し、または議員を議
場外に退去させる場合、現行法には、
「当日の会議を終るまで」としてありま
すのを、議事が翌日に継続した場合に
は、その議事を終るまで及ぼすことと
するとともに、議員以外の者が院内の
秩序を乱した場合、議長は、これに対
し措置し得ることとしたとして

第六は、懲罰に関する規定でありま
す。すなわち、懲罰事犯の件につきま
しても、院議により、閉会中審査に付
することができるとを明確にし、閉
会中審査を行なった懲罰事犯の件は後
会に継続することとしております。ま
た、会期の終了日、またはその前日に
生じた懲罰事犯、閉会中、委員会その
他議院内部において生じた懲罰事犯
を、次の国会において取り上げること
をいたして

次に、外務公務員法の改正規定につ
いてであります。従来、国会議員を
特派大使、政府代表等に任命するため
には、両議院一致の議決を要します関
係上、閉会中にはこれが任命をなし得
なかつたのでありますが、今回これを
改め、今後は会期中たると閉会中たるとを問わず、これらの外務公務員に任
命し得ることとしたのであります。

なお、本法の施行につきましては、
国会法の改正規定は、次の国会の召集
の日から、外務公務員法の改正規定は
公布の日から施行することとなつてお
ります。

以上が本案の内容であります。本委
員会におきましては、去る九日、付託
されましてより慎重に審議いたしまし
た結果、全会一致をもって原案通り可
決すべきものと決定した次第でありま
す。

次に、国会議員互助年金法案につ
いて申し上げます。

国会議員の退職金につきましては、
国会法第三十六条に、「議員は、別に定
めるところにより、退職金を受けるこ
とができる。」旨規定してあることは、
御承知の通りであります。また、欧米
各国におきましては、おおむね議員退
職金制度が実施されておりますので、
これらの実情にもかんがみ、議院運営
委員会におきましては、国会法制定以
来の懸案として、かねがね庶務関係小
委員会において、衆議院側と協議を重

ねつつ、本問題につきまして慎重に研
究を行なつて参つたのであります。が、
今回、議員相互の互助の精神を根本と
し、努めて国庫の財政負担に依存す
ることを避け、議員全員の平等な補償
によりまして、永年在職議員の退職年
金制度をまかなうことを建前として、
衆議院から本法案が提案されるに至つ
た次第であります。以下、本法案の内
容のおもな点について申し上げます。

第一に、退職金は年金のみとし、一
時金は支給しないこととしており、そ
の種類は、普通退職年金、公務傷病年
金及び遺族扶助年金の三種類となつて
おります。普通退職年金は、在職十年
以上の退職者に支給され、その年額
は、退職当時の歳費年額の百五十分の
五十、十年以上は、一年を増すことに
歳費年額の百五十分の一を加算するこ
とをいたして

は、公務傷病により不具廃疾となり退
職した場合に、在職期間の長短、年令
のいかんを問わずに支給され、その年
額は、その者に給すべき普通退職年金
の額に、それそれ不具廃疾の程度に応
じ、一定の金額を加算した額が支給さ
れることになっております。遺族扶助
年金は、通常の場合には普通退職年金
の二分の一、公務傷病に基因する場合
は若干増額して、これを遺族に支給す
ることとして

第二に、在職期間についてでありま
すが、本法案は、公選された議員を対
象といたします関係上、帝国議会にお
ける衆議院議員としての在職期間は、

国会議員としての在職期間に計算した
しませんが、貴族院議員としての在職期
間は通算しないことになっておりま
す。また、議員が恩給法に規定する公
務員、すなわち内務大臣、政務次官等
を兼ねる場合には、その兼職期間は、
恩給の基礎となる在職年に算入せず、
この法律に基く国会議員の在職期間に
算入することとしたしております。た
だし本法施行の際、すでに恩給の基礎
となつてゐる兼職期間等は、議員の在
職期間に算入しないこととしたしてお
ります。

第三に、議員は、毎月その歳費月額
の百分の三に相当する金額を国庫に納
付いたすこととなつており、この法律
の施行前の在職期間が、普通退職年金
の基礎となる場合におきましては、本
法施行の日における歳費月額の百分の
三に相当する金額に、当該在職期間を
乗じた納付金額を分けて年金額から
控除するか、または本人の申し出によ
り、一時にこれを国庫に納付すること
としたしております。

第四に、本法は、公布された後、最
初に行われる衆議院議員の総選挙の行
われる日から施行することとなつてお
りますが、施行前に国会議員であつた
者、またはその遺族についても、本法
を適用することとなっております。

以上のほか、在職期間の計算方法、
年金受給権の消滅、裁定、高額所得に
よる年金の一部支給の停止、公務傷病
の認定等、所要の規定が設けられてお
ります。

本委員会におきましては、四月十一
日、本法案の提出者、山村衆議院議員
運営委員長の出席を求め、互助の建前
で経費をまかない得るか、短期在職者

に対する一時金制度を取り入れなかつ
た理由、旧貴族院議員の在職期間の通
算を認めなかつた理由、新憲法制定当
時の旧貴族院議員に對し、何らかの処
遇の道を講ずべきではないか、国会議
員と内務大臣、政務次官等との兼職期
間を、恩給の基礎となる在職年に算入せしめ
ない点等について熱心な質疑が行わ
れ、これに對し山村委員長から、提出
者としての見解の表明があつた次第で
ありますが、詳細は会議録によつて御
承知をお願いいたします。

次いで、本委員会は、本法案の取扱
いについて、さらに検討を加へるた
め、これを庶務関係小委員会において
協議することとしたいたしましたところ、
庶務関係小委員長から、小委員会の結
論として、本案は、第一に、議員が毎
月その歳費月額の百分の三に相当する
金額を納付することにより、互助年金
に要する経費をまかなう建前をとつて
いるが、果して将来、国庫の実際の財
政負担をたらしつこととなるおそれ
はないか、あるいは逆に、相当に剰余が
生ずるのではないかと、第二に、第二
に、国会法第三十六条に規定する退職
金は、国庫もある程度の実質的負担を
なすべき法意ではないかという点、第
三に、年金のみを認め、十年未満の退
職者に対しては一時金の制度を採用し
ていない点、第四には、国会議員とし
ての在職期間に、帝國議會における衆
議院議員としての在職期間が通算され
るに反し、旧貴族院議員の在職期間の
通算を認めないこととしている点、第
五に、国会議員と内務大臣、政務次官
等恩給法上の公務員との兼職期間につ
いて、一律に互助年金の基礎となる在職期
間に入算し、恩給の基礎となる在職年に算入せ

しめないとしておる点等の問題点を包
含してあり、この際、これらの諸点に
ついては解決をはかるべきであるが、
本法案が、衆議院において諸般の事情
を考慮し、研究を重ねられた上、提
案、議決されたものであるから、小委
員会においては、これらの事情にかん
がみ、以上の諸点については、将来考
究の上、必要な改正を加へることと
し、この際は、本法案をこのまま可決
すべきであるとの意見の一致を見た
旨、なお、本案審議に際し、国会議員
の退職金制度とは直接關係を有するも
のとは言えないが、わが憲政に貢獻せ
られた旧貴族院議員に對し、適當な機
会に適當な措置を講ずべきであるとの
意見があつた旨の報告がありました。
かくて質疑を終り、討論に入りまし
たが、別に発言者もなく、採決の結
果、全会一致をもつて原案通り可決す
べきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げました。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 国会議員互助年
金法案に對し、討論の通告がございま
す。発言を許します。八木幸吉君。
〔八木幸吉君登壇〕
○八木幸吉君 私は第十七控室を代表
し、本案に反對するものであります。
第一に、本案第一条は、互助の精神
にのっとり、国会法第三十六条の規定
に基くとありますが、この中には二つ
の考え方が並存するのであります。す
なわち互助精神にのっとりと言へば、
お互いの年金によつて年金の全額をま
かなうという意味であり、国会法第三
十六条によつて年金を支給するところ
は、掛金によらずして、国家の費用で
これを給付するといふ意味でありま
す。この考え方は、第二十四条におい

てさらに端的に示されて、「互助年金
に要する費用は、国庫が負担する。」と
明記されております。もしこれが事務
手続に要する費用のみなりという意味
であれば、その旨を明記すべきであり
ます。

第二は、離出金を歳費月額の百分の
三と定めたことであります。この数字
は、何ら保険数理に基いて割り出さ
れたものではなく、恩給の掛金が百分
の二であり、共済組合の掛金が百分の
三・八であることから、その中間をとつ
たことであると考えます。しかるに、
恩給の国庫負担率は七割六分、非現
業共済年金の国庫負担率は五割五分で
あつて、その給付条件は異なるといひ
ましても、掛金比率をその中間に定
めた互助年金が、全然国庫補助を予想
しないとは考えられませんか。

第三に、これを具体的に計算して
も、将来、赤字を生ずることはきわめ
て明白であります。本法案の最後に
は、「本案施行に要する経費」と題し
て、昭和三十三年収入及び支出の概
算表が掲げられております。そうし
て、その差引六百五十四万円が残る勘
定となつております。しかし、この収
支計算には重大な書き落しがあるので
あります。これは何であるかと言へ
ば、本法案の骨子となつておる現職
議員の退職した場合の退職金引き当て
の金額が記載漏れとなつておるので
あります。在職十年以上の現職議員
は、衆参両院を通じて二百二十名
であります。そのうち、衆議院議員の
名が百五十五人に達している者が百十四
名あります。もし、五月に予想される
総選挙において、その一割が議席を失
えば、たちまち三百七十二万円の支出

を必要といたします。さらに明年の参
議院改選後におきましては、年令五十
五才以上の者四十三名が、従来の割合
いで退職すれば、さらに一年について
六百七十六万円の追加支出を要し、遺
族扶助年金を除きましても、来年度に
おいては四百萬円の赤字を生ずるので
あります。

かくのごとく、現任議員の退職引当
金を書き漏らし、来年度の参議院議員
の改選の結果の支出増も黙殺して、三
十三年度に六百五十萬円の赤字を生ず
るという経費概算書は、あたかもこの
法案が、国庫に何らの迷惑をかけざる
がごとく錯覚を起さしめるものであり
まして、まことに不当なる計算であり
ます。

第四に、およそ国会議員は、一般の
職業に従事する者と本質的に異なり、
その資格は改選ごとに更新されまして
継続性はなく、従つて、その在職年限
の長短によつて差等を設けて年金を支
給すべきものではありませんか。
第五に、本法案は、新憲法下の国会
に在職せざる者は、たとえ旧憲法下、
いかに多年にわたつて憲政のために尽
し、「井戸堀」になつた人々でも、何ら
の年金は支給されず、また、貴族院議
員もこれを除外しておることは不公平
であります。

第六に、現在、地方議員は退職金の
給付を禁ぜられております。本案が成
立しますならば、必ずやこれが地方に
波及し、地方費の膨張を来たすこと
も、これまた明らかであります。さら
に、この法案は、私ども議員の待遇改
善をするものでありますのに、公議會
も開かれておりませんことは納得がい
かないのであります。

昭和三十三年四月十六日 参議院會議録第二十二号 国会法等の一部を改正する法律案外一件

最後に、わが国は現在多くの貧困層が存在いたし、各種の共済組合、厚生年金、船員保険等と関係のなき人が四千七百万以上あります。この現存する状態におきまして、立法者である私どもが、先憂後樂の立場を忘れて、年金制度を法制化することは賛成ができません。

これを要するに、本案は、名は互助年金であります、その実体は国庫の補助を期待し、国民の税金をもつてまかなう結果を招来するものでありますから、私どもは賛成することができないのであります。何とぞ同僚諸君におかれまして、参議院独自の立場において、本案を否決されんことを切望してやまないものであります。

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。まず、国会法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国会議員互助年金法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案

一、日程第一 郵便為替法の一部を改正する法律案

一、日程第二 漁業制度調査会設置法案

一、日程第三 工業用水道事業法案

一、日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第五 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

一、日程第六 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

一、日程第七 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第八 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案

一、国会法等の一部を改正する法律案

一、国会議員互助年金法案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

議員

中山 福蔵君

田中 茂徳君

島村 軍次君

中野 文門君

河野 謙三君

上林 忠次君

迫水 久常君

奥 むめお君

森 八三三君

青山 正一君

堀 末治君

早川 慎一君

谷口 弥三郎君

森田 義衛君

後藤 文夫君

村上 義一君

本多 市郎君

笹森 順造君

仲原 善一君

西田 信一君

稲浦 鹿蔵君

堀見 俊二君

三木 興吉郎君

雨森 常夫君

井村 徳二君

小林 武治君

有馬 英二君

近藤 鶴代君

井上 清一君

斎藤 昇君

木暮武太夫君

西郷吉之助君

草葉 隆圓君

常岡 一郎君

杉山 昌作君

竹下 豊次君

佐藤 尚武君

松平 勇雄君

水野 護君

松岡 平市君

石黒 忠篤君

西川 甚五郎君

藤野 繁雄君

宮城タマヨ君

野田 俊作君

新谷 寅三郎君

加賀山之雄君

田村 文吉君

一松 定吉君

鶴見 祐輔君

江藤 智君

成田 一郎君

鈴木 万平君

吉江 勝保君

前田佳都男君

青柳 秀夫君

小西 英雄君

山本 米治君

大谷 資雄君

大谷 榮潤君

小柳 牧衛君

小澤久太郎君

小山邦太郎君

廣瀬 久忠君

植竹 春彦君

安井 謙君

大野木秀次郎君

小林 英三君

吉米地義三君

増原 恵吉君

神原 亨君

最上 英子君

宮澤 喜一君

後藤 義隆君

重政 庸徳君

横山 フク君

小幡 治和君

宮田 重文君

高野 一夫君

古池 信三君

寺本 廣作君

関根 久蔵君

岩沢 忠恭君

石原幹市郎君

鹿島守之助君

井野 碩哉君

下條 康隆君

那 祐一君

木村篤太郎君

林屋亀次郎君

吉田 萬次君

大川 光三君

北村 暢君

藤田藤太郎君

森 元治郎君

平林 剛君

岡 三郎君

亀田 得治君

柴谷 要君

安部キミ子君

東 隆君

竹中 勝男君

吉田 法晴君

松澤 兼人君

成瀬 幡治君

島 清君

赤松 常子君

三木 治朗君

戸叶 武君

市川 房枝君

鮎川 義介君

長谷部ひろ君

白木義一郎君

鈴木 壽君

伊藤 顯道君

光村 甚助君

坂本 昭君

椿 繁夫君

矢嶋 三義君

横川 正市君

松浦 清一君

片岡 文重君

重盛 壽治君

栗山 良夫君

内村 清次君

文部大臣 松永 東君

通商産業大臣 前尾繁三郎君

郵政大臣 田中 角榮君

政府委員 経済企画 鹿野 彦吉君

政務次官 大蔵政務次官 白井 勇君

厚生政務次官 米田 吉盛君

農林政務次官 瀬戸山三男君

水産庁長官 奥原日出男君

郵政省貯金局長 加藤 桂一君

所 東京都新宿区市谷本町一五

大蔵省印刷局

電話九段四三二一

定価 一部 十五円